にぎわい　ＷＡＩ・わいねっと実行委員会設置要綱

（設置）

第１条　歴史や文化に彩られた中央区の魅力や、商店街等さまざまなまちのにぎわい情報を効果的に発信するサイトを開設し、運用するため、「にぎわい　ＷＡＩ・わいねっと実行委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割）

第２条　委員会は次に掲げる事項を審議する。

(1)　まちのにぎわい情報を発信するサイト「にぎわい　ＷＡＩ・わいねっと」の開設に関すること。

(2)　「にぎわい　ＷＡＩ・わいねっと」の更新その他効果的な運用に関すること。

（組織）

第３条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

２　委員は、中央区内で活動する地域団体、経済団体、商店街、企業、イベント主催者等まちのにぎわい創出に携わる者から中央区長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長、副委員長等）

第５条　委員会に委員長、副委員長、会計及び会計監事を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

５　会計は、委員会の会計を掌理する。

６　会計監事は、会計を監査する。

７　副委員長、会計及び会計監事は、委員長が指名する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者が会議に出席することができる。

（事務局）

第７条　本委員会の事務局は、委員会が指定する団体（以下「事務局団体」という。）に置く。

２　事務局団体は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 会議運営事務（招集補助、資料作成、議事録作成・保管）

(2) サイト運用実務の統括（掲載依頼受付、原稿整理、更新管理、問い合わせ一次対応）

(3) 委託事業者（制作会社等）の選定補助及び業務管理

(4) 会計事務（収入管理、支出、帳簿・証憑保管、収支報告書作成）

３　中央区役所は、所管として、委員会運営に必要な連絡調整及び行政情報の提供を行うことができる。

（委託）

第７条の２　事務局団体は、委員会の承認を得て、サイト運用の全部又は一部を第三者に委託することができる。

２　委託先の管理及び成果物の検収は事務局団体が行い、重要事項は委員会に報告する。

（会計）

第８条　本委員会の会計及び資金管理は、事務局団体が行う。

２　本委員会の経費は、分担金、広告収入その他の収入をもって充てる。

３　支出負担行為及び契約の締結は、事務局団体が行う。

４　支出は、原則として委員長の承認を経て行う。

５　委員長は、事業終了後速やかに収支報告書を作成し、会計監事の監査を受けたのち、委員会の承認を得なければならない。

６　事業終了後に余剰金及び残余財産が生じた場合は、委員会において審議し、その取扱いを決定する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年８月 19 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。